



秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示
秋田労働局一般公示第 21 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 2 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項の規定に基づき、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金、秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、秋田県の区域内で「非鉄金属第 1 次製錬・精製業、非鉄金属第 2 次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第 1 次製錬・精製業又は非鉄金属第 2 次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）に分類されるものに限る。）」、「(1)電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、(2)電池製造業、(3)電子応用装置製造業、(4)その他の電気機械器具製造業、(5)映像・音響機械器具製造業（電気音響機械器具製造業を除く。）、(6)電子計算機・同附属装置製造業、(7)(2)から(6)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、(8)純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(6)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）」、「自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）」、「自動車（新車）小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）」を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 8 年 9 月 3 日

秋田労働局長 千葉 裕子

記

秋田地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、秋田県の区域内で「非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第1次製錬・精製業又は非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）に分類されるものに限る。）」、「(1)電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、(2)電池製造業、(3)電子応用装置製造業、(4)その他の電気機械器具製造業、(5)映像・音響機械器具製造業（電気音響機械器具製造業を除く。）、(6)電子計算機・同附属装置製造業、(7)(2)から(6)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、(8)純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(6)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）」、「自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）」、「自動車（新車）小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）」を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、秋田県の区域内で「非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第1次製錬・精製業又は非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）に分類されるものに限る。）」、「(1)電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、(2)電池製造業、(3)電子応用装置製造業、(4)その他の電気機械器具製造業、(5)映像・音響機械器具製造業（電気音響機械器具製造業を除く。）、(6)電子計算機・同附属装置製造業、(7)(2)から(6)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、(8)純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(6)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）」、

「自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）」、「自動車（新車）小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）」を営む使用者又はその団体であること。

2 候補資格者

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

（1）推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

（2）推薦締切期日

令和 8 年 9 月 17 日

（3）推薦書の提出先

秋田労働局労働基準部賃金室（秋田市山王七丁目 1 番 3 号）

令和 年 月 日

秋田労働局長 千葉 裕子 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

〔団体の場合は所在地〕
〔名称、代表者職氏名〕

秋田地方最低賃金審議会秋田県〇〇〇〇〇〇〇業最低賃金専門部会〔労働者代表／使用者代表〕委員の候補として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

フリガナ 氏 名 生年月日	現 職 〔現在の職業、所属団体、地 位をすべて記入すること〕	略 歴

内 諾 書

秋田労働局長 千葉 裕子 殿

令和 年 月 日

住 所
氏 名

私は、秋田地方最低賃金審議会秋田県〇〇〇〇〇〇〇業最低賃金専門
部会委員に任命されたときは、就任することを内諾します。